

社団法人日本老年医学会の役員及び代議員の報酬・退職金に関する規程

平成 24 年 1 月 28 日理事会決定

(総則)

第 1 条 この規程は、定款第 25 条 (役員及び代議員の報酬) に関し必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第 2 条 この法人の役員 (理事及び監事) 及び代議員は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 28 日より施行する。